

令和 7 年 度
事業 実施 計画 書



令和 7 年 4 月

福 島 県 衛 生 研 究 所

〒 960-8560 福島市方木田字水戸内 16 番 6 号

TEL 024-546-7104 (代表) FAX 024-546-8364

E-mail eiseikenkyuu@pref.fukushima.lg.jp

URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21910a/>

総務企画課	(総務)	024-546-7104	(企画)	024-546-2837
	(感染症情報センター)	024-546-2837		
微生物課	(ウイルス)	024-546-7105	(細菌)	024-546-8047
理化学課	(食品薬品)	024-546-8664	(生活科学)	024-546-8694
試験検査課	(県保健衛生合同庁舎内)	024-534-5769		
県中支所	(県中保健福祉事務所内)	0248-73-4013		
会津支所	(会津保健福祉事務所別館)	0242-29-5523		

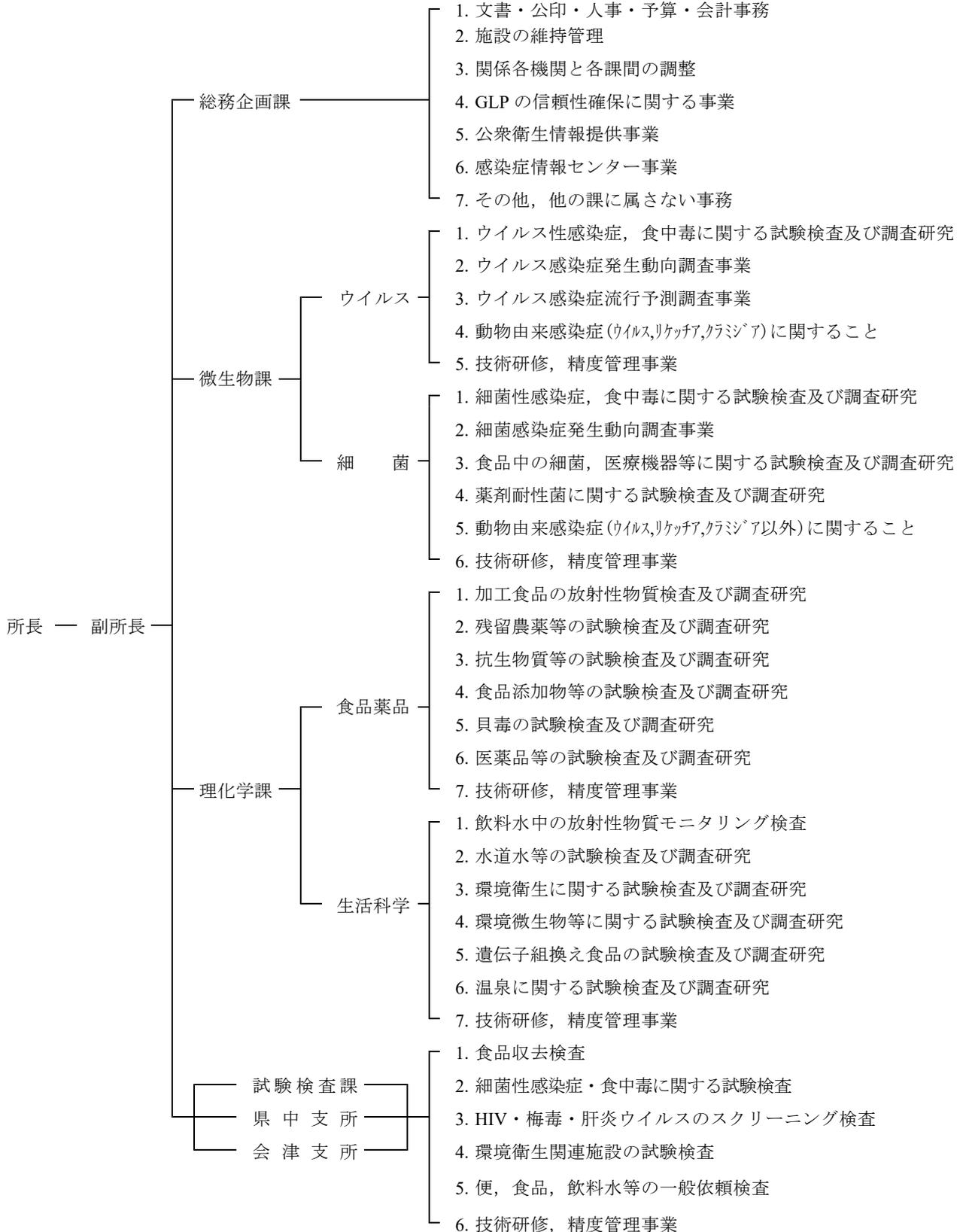
目 次

I 組 織 ・ 業 務	P. 1
II 令 和 7 年 度 の 重 点 事 項	P. 2
III 課 別 事 業 実 施 計 画	
総 務 企 画 課	P. 3
微 生 物 課	P. 5
理 化 学 課	P. 8
試 験 検 査 課 ・ 各 支 所	P.12
IV 一 般 依 頼 検 査 受 付	P.14
V 資 料	P.15

I 組織・業務

組織及び業務内容は次のとおりです。

(令和7年4月1日現在)



Ⅱ 令和7年度の重点事項

福島県衛生研究所は、地域保健法第4条第1項に基づき策定された「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）及び地域保健法第26条に基づき、その専門性を活用した地域保健に関する調査及び研究並びに試験検査等を推進する機関として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、地域保健に関する情報の収集・整理・活用及び関係者に対する研修指導等を行う。

1 調査研究の推進

県民の健康保持・公衆衛生の向上に寄与することを目的として、関係行政部局、保健所、国等の研究機関と連携し、各種調査研究に積極的に取り組む。

2 試験検査の実施及び信頼性の確保

県民の健康危機に対応し、必要な検査を滞りなく実施するため、最新検査技術の習得、施設及び検査機器の整備及びメンテナンス、感染症情報の管理等のためのシステムの活用等を積極的に進める。また、試験検査精度の向上に努めるため、福島県衛生研究所業務管理要領に基づき実施された検査等について、内部点検や研修を行うことにより GLP に適合した検査体制を確保する。

また、国立試験研究機関等と連携して試験検査に不可欠な標準品及び標準株を確保し、自ら実施する検査で活用するだけでなく、地域で検査を行う他の機関に対してそれらを提供するなど、地域のレファレンスセンターとしての役割を担うとともに、自ら実施する検査も含めた地域の行政検査等の精度管理を定期的に行う。

3 地域保健に関する情報の収集・整理・活用

県内の感染症発生状況や病原体検出の情報等を収集・解析して、医療機関、報道機関、保健所等の関係行政機関に対して適切に提供する。また、ホームページ等を活用して、調査研究の成果や県民の健康づくりに役立つ情報等の提供に積極的に取り組む。

4 研修指導及び支援

保健衛生担当職員等の人材育成及び資質の向上を図るため、当所をはじめ保健所、その他地域保健に関する関係者を対象に、各種研修及び講師派遣による講習、並びに衛生に関する試験検査機関に対して技術的支援を行う。

Ⅲ 課別事業実施計画

総務企画課

人事管理，福利厚生等の庶務や給与，旅費の支払い，備品購入，監査対応等の予算経理業務及び設備の保守，防災管理，公用車管理等の庁舎管理業務等を行うとともに，事業運営の全般について所内外の関係各所との調整を図る。

また，時事や要望を反映した研修の実施や職員の派遣に係る企画や調整のほか，関係法令等の改正によって高度化，複雑化する検査法に対応するために業務管理要領の見直し，内部点検の強化等により検査の信頼性の確保を目指す。

さらに，感染症情報センターとして，県内外の感染症における患者情報及び病原体情報を一元的に収集し，迅速かつ的確な公衆衛生情報の提供を行う。

1 職員研修

当所職員の専門技術の向上を図るため，下記の研修を行う。

(1) 各種学会，研修会への参加

広い視野に立って公衆衛生に関する知識技術を学ぶため，以下の各種学会や研修会に担当職員を派遣し，その時々ニーズに応じた技術を習得する。

ア 衛生微生物技術協議会研究会

イ 全国衛生化学技術協議会年会

ウ 公衆衛生情報研究協議会研究会

エ 福島県保健衛生学会

オ 福島県食品衛生・環境衛生・動物愛護業務研修会 等

(2) 所内研修

外部講師又は習熟した職員が講師となり，基礎的技術や最新技術等を習得するための研修を実施する。

また，GLP についての研修を実施する。

2 技術研修事業

福島県衛生研究所における研修に関する要綱第 7 (P.26 参照) に基づく研修内容は次のとおりとする。

(1) 衛生検査技術初任者研修

細菌検査及び理化学検査の基礎的研修

対象者 試験検査担当者（県，中核市等）

内容 細菌検査，理化学検査：4 月予定

(2) 衛生検査技術専任者研修

微生物検査及び理化学検査の最新の技術を取り入れた専門的研修

対象者 試験検査担当者（県，中核市等）

内容 微生物検査，理化学検査：2 月予定

(3) 衛生検査技術特別研修

関係法令，省令等の改正等に伴う技術研修（必要時）

対象者 試験検査担当者（県，中核市等）

3 講師派遣研修

ポラリス保健看護学院（看護学科）の学生への講義

4 学生見学実習の受入れ

大学等の医療従事者養成施設等からの依頼により、公衆衛生学等実習の一環として、施設見学と業務内容の説明を実施する。

5 感染症情報センター事業

県内外の感染症患者発生情報及び病原体情報を収集・解析し、週報・月報等として医療機関及び行政関係機関等に情報を還元するとともに、ホームページへ掲載することで県民へ公衆衛生情報の提供を行う。

6 GLP内部点検

検査の信頼性確保のため、試験検査の実施状況について内部点検を行い、標準作業書（SOP）の遵守を確認する。

点検時期 令和7年7～8月、令和8年1～2月

7 精度管理事業

(1) 福島県試験検査精度管理事業

薬務課が県内の試験検査機関の試験検査に対する精度の向上を図ることを目的として実施する本事業において、精度管理調査に係る実施項目の選定、試料の調製及び検査結果の解析等の取りまとめを行う。

表1 福島県試験検査精度管理調査実施項目

区 分	実 施 項 目	担 当
理 化 学 検 査 (Ⅰ)	重 金 属 等	理化学課生活科学
理 化 学 検 査 (Ⅱ)	有 機 化 合 物 等	理化学課生活科学
食 品 化 学 検 査	食 品 添 加 物 等	試 験 検 査 課
細 菌 検 査 (Ⅰ)	細 菌 数 測 定 等	微 生 物 課 細 菌
細 菌 検 査 (Ⅱ)	菌 の 同 定 等	試 験 検 査 課

(2) 外部精度管理調査への参加調整

各課、各支所が参加する以下の外部精度管理調査への参加調整を行う。

- ア 一般財団法人食品薬品安全センター秦野研究所が実施する食品衛生外部精度管理調査
- イ 厚生労働科学研究班及び衛生微生物協議会レファレンスセンターが実施する外部精度管理調査
- ウ 地域保健総合推進事業に係る北海道・東北・新潟ブロック精度管理事業

- エ 厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課が実施する医薬品登録試験検査機関間比較による技能試験
- オ 環境省が実施する水道水質検査精度管理のための統一試料調査
- カ 国際原子力機関が実施する放射性物質検査に係る外部精度管理調査 等

8 衛生研究所研究発表会

当所職員の資質向上と調査研究事業の活性化を図るとともに、調査研究の成果が地域保健の関係者に活用されるよう、研究発表会を開催する。

開催時期 令和8年2月（予定）

9 体験学習教室

小学生を対象とした体験学習教室を開催し、当所業務を周知するとともに、科学の楽しさに触れてもらう。

開催時期 令和7年7月下旬～8月上旬（予定）

微生物課

感染症の発生予防・蔓延防止を図るため、感染症発生動向調査や感染症流行予測調査を行うほか、食中毒や感染症の集団発生時の原因究明を行う。また、新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ、デング熱等の新興再興感染症等の発生時（疑いを含む）は、迅速に検査を実施する。

平成28年4月1日より改正感染症法が施行になり、感染症にかかる病原体等検査についての信頼性確保が要件化されたことから、引き続きGLP体制の維持・整備に努める。

さらに、地方衛生研究所全国協議会の北海道・東北・新潟支部における3部門の各レファレンスセンターとしての業務に取り組む。

ウイルス

1 試験検査事業

(1) 行政検査

ア 感染症発生動向調査事業

感染症の発生予防、蔓延防止、公衆衛生の向上及び増進を図るため、県内の病原体定点から採取された検体について、ウイルスの分離・検出及び同定等を行い、これらの病原体検出情報を当所感染症情報センターから随時、ホームページ上に情報を還元する。

イ 感染症流行予測調査事業

集団における免疫状況の把握及び病原体の動向などの疫学調査を行い、予防接種事業の効果的な運用を図るための資料とする。

- (ア) ポリオ感染源調査：県内一地区の環境水（下水）からのポリオウイルスの分離
- (イ) 新型コロナウイルス感染症感染源調査：県内一地区の環境水（下水）からの新型コロナウイルス遺伝子の検査
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症感受性調査：県内一地区、中和抗体価の測定
- (エ) 麻しん感受性調査：県内一地区、EIA抗体価の測定

ウ 食中毒や感染症発生時の原因調査

急性胃腸炎等の集団発生時に、ノロウイルス等の原因ウイルスの検索を実施する。

エ 麻しん及び風しん検査

麻しん及び風しん届出患者について、麻しん及び風しんの正確な診断を目的として遺伝子検査を実施する。

オ A型肝炎及びE型肝炎検査

A型肝炎及びE型肝炎の届出患者について、感染症及び食中毒の原因究明及び発症予防のため、A型肝炎及びE型肝炎検査を実施する。

カ 新興・再興感染症等の検査

新型インフルエンザ、デング熱等の患者（疑い事例を含む）発症時の検査を実施する。

2 調査研究事業

(1) 研究課題

蚊媒介感染症の検査体制の整備と県内の蚊の生息状況調査

（期間 令和7年度～令和9年度）

(2) 研究の意義及び目的

蚊媒介感染症には、デング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症、日本脳炎、ウエストナイル熱などがある。国内では、少数ではあるがチクングニア熱、ジカウイルス感染症、日本脳炎の患者発生が報告されているところであるが、デング熱については、毎年多数の患者発生があり、2023年は2022年の約2倍の172名の発生報告があった。世界的にも過去5年間で、デング熱患者の大幅な増加が報告されている。報告数の増加は、地球温暖化による蚊の活動時期の長期化、生息域が拡大していることが要因と考えられる。また、蚊媒介感染症は輸入症例が多く、熱帯・亜熱帯地域の流行地への渡航及び海外からの観光客等の増加も報告数増加の要因と考えられる。

現在、県が行っている蚊の生息調査は、蚊の捕集と形態同定のみとなっており、蚊の病原体保有調査には至っていない。国内感染事例が発生しない限り、蚊からの原因ウイルスの検出の可能性は低い。捕集した蚊に対して蚊媒介感染症の原因となる病原体の保有の有無を検査できる体制を整備することで、県内において蚊媒介感染症が発生した際に、より効果的な予防対策に寄与することができる。

本研究では、蚊の生息調査及び病原体保有の有無を調査する一連の検査体制を整備するとともに、県内で蚊媒介感染症が発生した際に、感染地域と推定される場所における感染リスクの分析に役立てることを目的とする。

(3) 研究の概要

ア 蚊媒介感染症の病原体調査方法、蚊の捕集方法及び蚊の形態同定方法の確立

イ 蚊の生息調査のための蚊の捕集エリアの選定

ウ 捕集エリアで捕集された蚊の生息状況並びに蚊の病原体保有状況の調査

(4) 期待される行政効果

蚊媒介感染症における蚊の捕集方法、蚊の形態同定方法を確立し、蚊の生息状況を調査をすることで、県内での地域ごとのリスク分析が可能となり、県民に対してより効果的な注意喚起を行うことができる。

生息調査に加えて病原体保有の有無を調査する一連の検査体制を整備することで、県内で蚊媒介感染症が発生した際に原因究明のための蚊の生息調査や病原体調査に迅速に対応することが可能となる。

3 レファレンスセンター

担当する病原体等について、国立健康危機管理研究機構と北海道・東北・新潟支部内の地方衛生研究所の連絡調整、検査及び情報の集約・還元を行う。

(1) エンテロウイルスレファレンスセンター

エンテロウイルスは、無菌性髄膜炎、手足口病、ヘルパンギーナ等の起因ウイルスである。これらの患者から分離・検出されるエンテロウイルスについて、流行状況等の解析を行う。

国立健康危機管理研究機構から分与される標準抗血清を保管管理し、支部内で分与依頼があった場合、配付を行う。

(2) リケッチアレファレンスセンター

リケッチアに起因する疾病は、つつが虫病、日本紅斑熱及び Q 熱等がある。これらについて、確定診断に協力する。

細菌

1 試験検査事業

(1) 行政検査

ア 感染症発生動向調査事業

感染症の発生予防、蔓延防止により、公衆衛生の向上を図るため、県内の病原体定点から採取された検体について病原菌の検索を行い、これらの病原体検出情報を当所感染症情報センターから随時、ホームページ上に情報を還元する。

イ 結核等感染症対策事業

結核の感染経路等解明のため、結核菌の VNTR 検査を実施し、集団感染の予防等結核対策に活用する。

ウ 薬剤耐性遺伝子検査

カルバペネム耐性腸内細菌目細菌等の耐性菌について、疫学調査のための遺伝子検査を実施する。

エ 腸管出血性大腸菌遺伝子検査

腸管出血性大腸菌感染症の疫学調査のため、O157、O26、O111 について MLVA 検査を実施する。

オ 食品安全対策事業に基づく細菌検査

県内で製造流通している食品の安全確保や食中毒を予防するため、細菌検査を実施する。

カ コレラ等腸管系感染症病原菌検査

県内で発生したコレラ、チフス等の腸管系感染症について病原菌の検索を行い、流行の防止を図る。

キ 医療機器等の無菌試験

一斉取締りにより収去された医療機器等について無菌試験を行い、安全性の確保を図る。

2 調査研究事業

(1) 研究課題

市場に流通する魚介類のアニサキス寄生状況調査
(期間 令和 5 年度～令和 7 年度)

(2) 研究の意義及び目的

近年、アニサキスが原因とされる食中毒事例が全国的に多数報告されている。厚生労働省の食中毒統計では年間約 350 件の報告があり、食中毒発生状況の病因物質の第 1 位となっている。これは本県においても同様で、平成 30 年の 58 件をピークに毎年 30 件程度報

告されており、食中毒病因物質として一番多く報告されている。また、直近3年間で見ると、全国的に食中毒発生件数が減少傾向にあるにも関わらず、アニサキスの報告数は減少していない。そのため、事業者及び県民に対して徹底した注意喚起が必要だと思われる。

本調査では、魚介類からのアニサキス虫体の検出法を検討し、県内市場に流通する魚介類の寄生状況を明らかにすることを目的とする。また、遺伝子解析により種の同定も行い、魚介類の種類や採取場所、採取時期などにより、どのような動向が見られるか実態を探る。そのため、県内で発生したアニサキスを原因とする食中毒事例において、保健所が確保した虫体を用いて種の同定を行い、データを蓄積し解析する。

(3) 研究の概要

- ア 魚介類に寄生するアニサキス虫体の検出法の検討
- イ 県内に流通する魚介類のアニサキス寄生状況調査
- ウ 原因魚介類とアニサキス虫体の種別について事例収集

(4) 期待される行政効果

市場に流通する魚介類のアニサキス寄生状況を把握でき、その調査結果を行政に還元することで、事業者に対する衛生指導や県民に対しての注意喚起につながり、食品衛生行政に寄与できる。

3 研究協力

腸管出血性大腸菌（EHEC）感染症等の病原体に関する解析手法及び共通化システムの構築のための研究（研究 代表者：国立健康危機管理研究機構 泉谷秀昌）

「厚生労働科学研究費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業」に研究分担者（パルスネット*事業）として参加している。北海道・東北・新潟支部の地方衛生研究所内で MLVA を用いた精度管理を実施するとともに、それらに関する研修会を開催する。

※ パルスネット

食に由来する感染症（食中毒）が広域集団発生した際、共通の汚染原因がある場合、菌株の遺伝学的多様性を利用して菌株間の関連性を解析し、その結果を疫学的調査に利用し、汚染源の究明に寄与させるシステムである。

4 レファレンスセンター

担当する病原体等について、国立健康危機管理研究機構と北海道・東北・新潟支部内の地方衛生研究所の連絡調整、検査及び情報の集約・還元を行う。

(1) 溶血性レンサ球菌

溶血性レンサ球菌（劇症型を含む）の血清型（Lancefield 分類，T 型）及び発赤毒素型（劇症型のみ）は、疫学的マーカーとして重要であるため、これらの血清型別の同定に協力する。

理化学課

県内で生産・製造・加工又は販売され、保健所が収去した食品について、放射性物質や残留農薬、抗生物質等の検査を「福島県食品衛生監視指導計画」に基づき実施する。

加工食品や飲料水中の放射性物質については、検査精度の高いゲルマニウム半導体検出器で検査を行う。

農産物中の残留農薬や畜水産食品中の動物用医薬品等については、高速液体クロマトグラフタ

ンデム質量分析計やガスクロマトグラフタンデム質量分析計等を用いて多成分の一斉分析を行う。
医薬品等の有効性及び安全性を確保するため、後発医薬品の溶出試験等を行い、PIC/S へ対応した公的認定試験検査機関として正確な検査を実施する。

生活環境の安全確保のため、レジオネラ属菌検査や家庭用品安全対策事業の検査等を行う。
これらの検査を正確・迅速に実施することにより、県民生活への安全・安心の確保を図る。

食品薬品

1 試験検査事業

(1) 行政検査

ア 加工食品等の放射性物質検査

食品衛生法上の基準値を超過した加工食品等の流通を未然に防止し、食の安全・安心を確保するため、県内で生産、製造、加工又は販売される加工食品等を対象に放射性物質検査を実施する。

イ 食品安全対策事業

食品の安全性確保及び有害物質による食中毒の防止を目的とし、有害物質の実態把握のため、以下の検査を実施する。

(ア) 食品中の残留農薬検査

食品、添加物等の規格基準に基づき、県内産、県外産、輸入の農産物及び輸入加工食品について残留農薬の検査を実施する。

(イ) 流通米に含まれるカドミウム検査

食品、添加物等の規格基準に基づき、市場に流通する県産米のカドミウム検査を実施する。

(ウ) 麻痺性及び下痢性貝毒の検査

市場に流通している貝類について、麻痺性及び下痢性貝毒の検査を実施する。

(エ) 畜水産食品中の抗生物質等モニタリング検査

食品、添加物等の規格基準に基づき、畜水産食品中の抗生物質及び合成抗菌剤等の検査を実施する。

(オ) 食品添加物（防かび剤）の検査

食品、添加物等の規格基準に基づき、輸入果実に使用されている防かび剤の検査を実施する。

ウ と畜検査時等における残留動物用医薬品検査

規格基準を超過した食肉の流通を未然に防止するため、と畜検査時及び食鳥検査時における食肉の残留動物用医薬品検査を実施する。

エ 自然毒による食中毒発生時等への対応

化学物質や自然毒等による健康危機発生時に、原因調査のための検査を実施する。
違反食品及び苦情等の発生時に、食品衛生法に基づく行政対応のため検査を実施する。

オ 医薬品等の取締事業

(ア) 監視指導による検査

医薬品等一斉監視指導実施要領に基づき、収去された医薬品の溶出試験等を実施する。

(イ) 医薬品含有（疑）健康食品検査事業

いわゆる健康食品（痩身用健康食品・強壯用健康食品等）には、違法に医薬品成分を添加したもの（無承認無許可医薬品）もあることから、これらによる健康被害の発生を未然に防止するため、医薬品成分等の検査を実施する。

2 基礎的調査研究

(1) 妥当性評価

当所で実施する残留農薬，抗生物質等の検査について，妥当性評価ガイドラインに従い，妥当性の評価を行う。

(2) 健康危機管理に関する検査の充実

化学物質，自然毒による食中毒，健康被害発生時等に迅速に対応できるよう検査法について，調査研究を行う。

3 調査研究事業

(1) 研究課題

畜水産物中の動物用医薬品検査における妥当性評価と検査拡充に向けての検討
(期間：令和5年度～令和7年度)

(2) 研究の意義及び目的

新たな検査法に移行するには，畜水産物中の動物用医薬品検査の検査項目，検査対象品目の追加等の際し，信頼性の確保を担保するためにも妥当性評価試験を行う必要がある。

現在，「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドライン」に従い，妥当性評価済みの対象品目及び対象成分が，限定的なものとなっている。今回の検討により，今後，更に幅広く行政検査を行うことが可能となり，県内に流通する畜水産物の安全性の担保に寄与し，食の安全・安心の確保が図られる。

また，保健所の食品衛生の担当部署との連携により，違反品流通の未然防止及び違反判明時の速やかな回収を行う判断資料となる成績書を迅速に発行することが可能となる。

(3) 研究の概要

新たな検査法により，「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドライン」等に基づき，畜水産物対象の妥当性評価試験を行う。また，検査対象品目及び対象成分の項目数増加を目指す。

(4) 期待される行政効果

畜水産物中の動物用医薬品にかかる違反検体の流通の未然防止及び違反品判明時の速やかな回収命令等の行政措置の根拠となる検査成績書の発行について，保健所等の衛生行政部局と連携し，迅速に行うことが可能となる。

4 受託事業

「食品中に残留する農薬等の成分である物質の試験法開発・検証」

厚生労働省から委託された食品中に残留する農薬等の成分である物質について，試験法開発・検証をガスクロマトグラフタンデム質量分析計により実施する。

生活科学

1 試験検査事業

(1) 行政検査

ア 飲料水の放射性物質モニタリング検査

県民の安全・安心を確保するため，福島県飲料水の放射性物質モニタリング実施計画に基づき，飲料水の放射性物質モニタリング検査を実施する。

イ レジオネラ属菌検査

旅館及び公衆浴場の浴槽水及び浴室のシャワー水等の検査を実施する。

ウ 家庭用品検査

有害物質を含有する家庭用品による県民の健康被害を防止するため、有害物質を含有する家庭用品を規制する法律に基づき、家庭用品の検査を実施する。

エ 県有施設等の水質検査

県立高等学校、県立支援学校等の給水施設等の水質（理化学）検査、プール水の総トリハロメタン検査等を実施する。

オ 清涼飲料水（ミネラルウォーター類）の成分規格検査

食品衛生監視指導計画に基づき、保健所が収去した清涼飲料水（ミネラルウォーター類）の成分規格（理化学）検査を実施する。

カ 遺伝子組換え食品検査

食品衛生監視指導計画に基づき、保健所が収去した大豆の遺伝子組換え食品検査を実施する。

キ 普通公衆浴場水質検査

福島県公衆浴場法施行条例に規定する普通公衆浴場について、水質基準項目の検査を実施する。

ク その他

水道水や飲料水の水質異常調査などの健康危機管理上、必要な検査を実施する。

(2) 一般依頼検査

県民からの依頼により、飲料水、環境微生物等の検査を実施する。

2 基礎的調査研究

(1) 妥当性評価

水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインに従い、妥当性評価を行う。

(2) 水道水中の有機フッ素化合物（PFAS）の検査方法の検討

水質管理目標設定項目の見直しにより、新たに水道水の安全性を確保するため、令和 8 年 4 月 1 日から水質基準項目に格上げする改正方針案が示されたことを受けて、当所における標準作業書を作成するための検討を行う。

3 調査研究事業

(1) 研究課題

レジオネラ属菌の検体採取方法の確立に向けた検討

（期間：令和 7 年度～令和 8 年度）

(2) 研究の意義及び目的

レジオネラ属菌は自然環境中に広く生息しているだけでなく、空調設備の冷却塔水、給湯設備及び浴槽水等が発生源となることが知られている。本県でも令和 3 年度から旅館・公衆浴場の浴槽水中のレジオネラ属菌の基準が条例で定められ、行政検査として浴槽水等の検査を行っている。

令和 4 年に発出された「公衆浴場等入浴施設が原因と疑われるレジオネラ症調査の手引き」に「拭き取り検査」が検体採取方法として記載されているものの、当該検査実施のための検査実施標準作業書の策定には至っておらず、将来の行政需要があった際には即時対応ができない状況である。

今後、大規模集団発生事例等が発生した際に拭き取り検査の実施が可能となるよう、レジオネラ症の検出率が高い浴用施設を対象に検討を行い、当所における「拭き取り検査」を確立するとともに、検査実施標準作業書を策定する。

また、近年、夏場の猛暑日数が増加傾向にあり、特定建築物における冷却塔の使用期間も長期（4 月から 11 月）にわたっていることから、冷却塔使用期間中の実機における

レジオネラ属菌の季節変動に係る調査を行う。

(3) 研究の概要

行政検査で陽性となった旅館等を対象にレジオネラ属菌の「拭き取り検査」を実施し、迅速検査法を用いてレジオネラ属菌の存在履歴を確認し、当所における検査実施標準作業書を策定する。

また、外気温と冷却塔の諸条件等を勘案し、実機におけるレジオネラ属菌の季節変動に係る調査を行う。

(4) 期待される行政効果

レジオネラ属菌の拭き取り検査による手法を確立し、検査実施標準作業書を作成することで、行政需要に速やかに対応できる検査体制を構築する。

また、レジオネラ属菌の季節変動調査を行うことで、原因推測や衛生管理の際の目安とする。

試験検査課・各支所

食品衛生法等に基づき、市場に流通する食品の安全性を確保するための検査を実施する。食中毒や感染症発生時における原因究明のための検査を実施する。

HIV・梅毒・肝炎ウイルス陽性者を早期に発見し、早期治療につなげることを目的として、福島県 HIV・梅毒検査実施要領、福島県肝炎ウイルス検査実施要領に基づくスクリーニング検査を実施する。

福島県給水施設等条例等、遊泳用プールの衛生基準、福島県公衆浴場法施行条例等に基づき、環境衛生関連施設の安全性を確保するための検査を実施する。

1 試験検査事業

(1) 行政検査

ア 食品収去検査

食品衛生法等に基づき、食品の安全性確保を目的として市場に流通する食品について、福島県食品衛生監視指導計画に従い、大腸菌などの細菌汚染の有無や保存料等の食品添加物の含有量、乳及び乳製品や清涼飲料水等成分規格の定められた食品の検査を年間を通して実施する。

また、迅速かつ高度な検査が求められていることから、検査実施標準作業書の内容を随時検討し、最新の科学的情報に基づくものとなるよう改定を行い、試験検査の信頼性の確保に努める。

イ 食中毒検査

食中毒を疑う事案等が発生した場合、食中毒処理要領に基づき発症者便・食材（保存食を含む）・調理従事者便・施設の拭き取り検体について、食中毒菌の検査を実施する。

また、迅速な検査を実施して原因究明を図るとともに、検査の情報を行政機関に提供することにより、健康被害の拡大防止に努める。

ウ 感染症検査

腸管出血性大腸菌感染症や赤痢等患者を診断した医師からの届出により、感染症法に基づく患者家族等の保菌状況の検査を実施する。

迅速で正確な検査を実施し、原因究明を図るとともに、検査情報を行政機関に提供することにより、健康被害の拡大防止に努める。

エ HIV・梅毒・肝炎ウイルスのスクリーニング検査

保健所が行うカウンセリングの結果，HIV・梅毒・B型肝炎ウイルス・C型肝炎ウイルスの検査が必要とされた依頼者のスクリーニング検査を実施する。

オ 環境衛生関連施設の検査

県有給水施設の細菌検査，県立高等学校・県立特別支援学校のプール水の細菌検査及び理化学（消毒副生成物を除く）検査，公衆浴場水の細菌検査を実施する。

カ その他

福祉施設入所者の検便検査，あんぼ柿・干し柿の試験加工品の水分含量検査，と畜検査員による外部検証のための微生物試験等を実施する。

(2) 一般依頼検査

県民からの依頼により，検便検査・飲料水の細菌検査・食品のシアン化合物の定性検査等を実施する。

2 基礎的調査研究

試験検査課・県中支所で実施する食品添加物試験法について，妥当性確認ガイドラインに従い，妥当性の評価確認を行う。

IV 一般依頼検査受付

一般依頼検査は以下の曜日で受け付ける。

なお、依頼者に対して検体の採取方法、採取量、採取容器等に関する説明が必要であり、電話等による事前の調整が必要となる。

また、検査に要する予定期間中に休日（国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）が含まれる週は、受付を行わない。

場 所	受 付 曜 日	受 付 時 間	受 付 者（電話番号）
衛生研究所 試験検査課	毎週 月曜日	8:30～12:00	試験検査課検査員 (024-534-5769)
相双保健福祉事務所 出張窓口	毎月 第2火曜日 ※要予約	10:30～12:00	
衛生研究所 県中支所	毎週 月曜日	8:30～12:00	県中支所検査員 (0248-73-4013)
県南保健福祉事務所 出張窓口	毎週 月曜日	9:30～12:00	
衛生研究所 会津支所	毎週 月曜日	8:30～12:00	会津支所検査員 (0242-29-5523)
南会津保健福祉事務所 出張窓口	毎週 火曜日 ※要予約	10:30～12:00	

V 資 料

厚生省告示第374号
平成 6年 12月 1日

最終改正令和 5年 3月 27日厚生労働省告示第86号

地域保健対策の推進に関する基本的な指針(抜粋)

この指針は、地域保健体系の下で、市町村（特別区を含む。第二の一の2及び3を除き、以下同じ。）、都道府県、国等が取り組むべき方向を示すことにより、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図ることを目的とする。

第三 地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する基本的事項

地域の特性に即した地域保健対策を効果的に推進し、地域における健康危機管理能力を高めるためには、科学的な知見を踏まえることが重要である。

このため、国並びに都道府県、政令市及び特別区は次のような取組を行うことが必要である。

一 基本的な考え方

都道府県、政令市及び特別区は、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第二十六条の規定に基づき、地域において専門的な調査及び研究並びに試験及び検査等のために必要な地方衛生研究所等の設置や人材の確保・育成等の体制の整備、近隣の他の地方公共団体との連携の確保等の必要な措置を講じなければならないこと。

保健所は、快適で安心できる生活の実現に資するため、地域の抱える課題に即した、先駆的又は模範的な調査及び研究並びに試験及び検査等を推進すること。

地方衛生研究所等は、保健所等と連携しながら、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として、その専門性を活用した地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査等を推進すること。

都道府県及び政令指定都市は、関係部局、保健所、地方衛生研究所等の行政機関等による検討協議会を設置し、計画的に調査、研究等を実施するために必要な企画及び調整を行うこと。

国は、国立感染症研究所を含む国立試験研究機関等において、全国的規模で行うことが適当である又は高度の専門性が要求される調査及び研究を推進するとともに、国立感染症研究所を含

む国立試験研究機関と地方衛生研究所等との連携体制を構築すること等により、地方衛生研究所等に対する技術的支援を行うこと。

国立感染症研究所を含む国立試験研究機関、地方衛生研究所等における地域保健に関する調査及び研究については、新たな政策課題を認識した上で、その課題設定及び分析評価を行うとともに、検査精度及び検査件数等の規模の双方の要請を満たすものとする。

調査及び研究の成果等は、関係法令を踏まえつつ、関係機関及び国民に対して、積極的に提供すること。

二 地域保健法第二十六条に規定する業務

地域保健法第二十六条に規定する業務のうち、試験及び検査については、健康危機への対処に不可欠な機能であることから、人口規模や財政規模を勘案し、都道府県及び政令指定都市にあつては、地方衛生研究所等の設置等により自ら体制を整備することが求められること。

一方、調査及び研究、地域保健に関する情報の収集・整理・活用並びに地域保健に関する関係者に対する研修指導については、小規模な地方公共団体では実施が困難な場合もあることから、都道府県単位でこれらの機能を有する地方衛生研究所等の設置等を求め、当該都道府県内の地方衛生研究所等の関係機関に対してこれらの機能を提供することが求められること。

また、都道府県、政令市及び特別区は、平時から、関係部局、保健所、地方衛生研究所等の関係機関間の連携が図られるようにするとともに、管内の保健所設置市等以外の市町村、関係教育機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職団体等の地域保健に係る知見を有する人材が所属する機関及び民間の検査機関との連携を図ること。

三 地方衛生研究所等の機能強化

地方衛生研究所等は、病原体や毒劇物についての迅速な検査及び疫学調査の機能の強化を図るため、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実並びに研修の実施等による人材の育成、救命救急センター、他の地方衛生研究所等、国立感染症研究所を含む国立試験研究機関等との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を行うこと。

地方衛生研究所等は、健康危機管理においても科学的かつ技術的に中核となる機関として、調査及び研究並びに試験及び検査を通じて、都道府県、政令市及び特別区の本庁や保健所等に対し情報提供を行うとともにリスクコミュニケーションを行うこと。

また、地方衛生研究所等を有する都道府県、政令市及び特別区は、地方衛生研究所等の計画的な人員の確保や配置を行うとともに、地方衛生研究所等は、国立感染症研究所を含む国立試験研究機関との連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークの活用を通じて、継続的な人材育成を行うこと。

地方衛生研究所等は、広域的な感染症のまん延の際、民間検査体制が十分に整うまでの間の必

要な検査を実施するとともに、国立感染症研究所との連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新たな感染症に係る知見の収集、国立感染症研究所への地域の状況等の情報提供、地域の変異株の状況の分析、都道府県、政令市及び特別区の本庁や保健所等への情報提供、民間の検査機関等における検査等に対する技術支援等の実施などを通じサーベイランス機能を発揮することが求められること。

これらを踏まえ、地方衛生研究所等は、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や政令市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえ、健康危機対処計画を策定すること。

健発0329第10号
令和5年3月29日

都道府県知事
各 保健所設置市長 殿
特別区長

厚生労働省健康局長
(公印省略)

地方衛生研究所等の整備における留意事項について (通知)

地方衛生研究所については、「地方衛生研究所の機能強化について」(平成9年3月14日付け厚生省発健政第26号厚生事務次官通知。以下「旧事務次官通知」という。)の別紙「地方衛生研究所設置要綱」に基づき、これまで地域における衛生行政の科学的かつ技術的中核機関として、関係行政機関と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、公衆衛生情報の収集・解析・提供及び研修指導等の業務を通じ、公衆衛生の向上に重要な役割を果たしてきているところです。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)により地域保健法(昭和22年法律第101号)が改正され、都道府県をはじめとする保健所を設置する地方公共団体は、地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であって、専門的な知識及び技術を必要とするもの等の業務を行うため、地方衛生研究所等の体制整備を含めた必要な体制の整備、他の保健所を設置する地方公共団体との連携の確保その他の必要な措置を講ずるものとするものとされました。(令和5年4月1日施行)

また、地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号)においても、地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査等についての基本的な考え方、これらの業務を実施するための体制整備のあり方、これらの業務の主たる役割を担う地方衛生研究所等の機能強化のあり方などが示されたところです。(令和5年4月1日適用)

これらを踏まえ、別添のとおり、「地方衛生研究所等の整備における留意事項」を定めたので通知します。貴職におかれては、内容について十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知いただくとともに、この留意事項に沿って、管内の地方衛生研究所等の一層の機能強化を図られるよう格段の配慮をお願いします。

なお、旧事務次官通知については「地方衛生研究所の機能強化について」の廃止について(令和5年3月29日付け厚生労働省発健0329第17号厚生労働事務次官通知)により廃止しますので、今後は、本通知の別添「地方衛生研究所等の整備等の留意事項について」に基づく運用をお願いします。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

別添

地方衛生研究所等の整備における留意事項

一 基本的な考え方

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する

法律（令和4年法律第96号）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）においては、新型コロナウイルス感染症への対応の課題を踏まえ、地域保健分野においては、保健所を設置する地方公共団体（以下「保健所設置自治体」という。）に対して保健所体制や検査体制を含む予防計画の策定が義務づけられるなど、次の新興・再興感染症に備えた所要の改正が行われた。

こうした中、地方衛生研究所等（地域保健法（昭和22年法律第101号）第26条に規定する業務を実施する機関。地方衛生研究所として調査研究、試験検査等の業務を担う地方公共団体の機関のほか、これらの業務を保健所や研究機関等で実施する場合にはそれらの機関も含まれる。）を中心とした健康危機管理体制の強化については、地域保健法第26条において、保健所設置自治体に対し、調査研究、試験検査、地域保健に関する情報の収集・整理・活用及び研修指導等を実施するため、必要な体制の整備、近隣の他の保健所設置自治体との連携の確保等の必要な措置を講ずる責務が規定された。

これらの規定を踏まえ、地方衛生研究所等を有する保健所設置自治体は、健康危機発生に備え、管内の地方衛生研究所等の人員や設備等の体制の充実を図るとともに、地方衛生研究所等を有しない保健所設置自治体は、近隣の地方衛生研究所等を有する保健所設置自治体や地方衛生研究所等との連携を確実に確保するなど、これらの機能を確保することが必要である。

加えて、健康危機は広域で発生し得るものであり、それぞれの保健所設置自治体や地方衛生研究所等のみでは対応が困難な場合もあることから、保健所設置自治体間や地方衛生研究所等間における平時からの連携が重要である。

これらの保健所設置自治体間や地方衛生研究所等間の連携を確保するため、広域の地方公共団体たる都道府県は、都道府県内の状況を把握し、都道府県内の関係者間の連携について主導的な役割を果たすことが必要である。

1 体制整備・連携確保のあり方

(一) 試験検査

試験検査については、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号。以下「基本指針」という。）の第三の二において「健康危機への対処に不可欠な機能であることから、人口規模や財政規模を勘案し、都道府県及び政令指定都市にあっては、地方衛生研究所等の設置等により自ら体制を整備することが求められること」とされている。

試験検査については、健康危機への対処に不可欠な業務として人口規模に相応する検査体制の整備が必要であることから、人口規模や財政規模を勘案し、都道府県及び政令指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）は、原則として地方衛生研究所等を設置し、健康危機に対応できる試験検査能力を発揮するための体制の確保が必要である。

一方、都道府県及び政令指定都市以外の保健所設置自治体においては、試験検査を健康危機発生時にも確実に実施できるよう、自ら地方衛生研究所等を設置するか、あるいは

は、平時から、都道府県や政令指定都市等の他の地方公共団体と協議し、健康危機発生時における試験検査体制について取り決めておくことが必要である。

更に、単独の都道府県では対応困難な大規模な健康危機等の発生に備え、試験検査を確実に実施できるよう、他の都道府県とも必要な協議を行うなどの連携が必要である。

なお、保健所等で試験検査を実施する場合においては、いわゆる地方衛生研究所と同様に必要な体制整備や人材育成を図る必要がある。また、大学などの研究機関や医療機関と提携して試験検査を実施する場合等においては、保健所設置自治体は連携先となる機関に対して提携内容に係る取決めを行っておく必要がある。

(二) 調査研究、地域保健に関する情報の収集・整理・活用及び関係者に対する研修指導等

調査研究、地域保健に関する情報の収集・整理・活用及び関係者に対する研修指導等については、基本指針の第三の二において「小規模な地方衛生研究所等では実施が困難な場合もあることから、都道府県単位でこれらの機能を有する地方衛生研究所等の設置を求め、当該都道府県内の地方衛生研究所等の関係機関に対してこれらの機能を提供することが求められること」とされている。

これらの業務については、本来全ての地方衛生研究所等がその実施に必要な機能を有することが望ましいが、あらゆる地方衛生研究所等において全ての業務を実施することは困難である。また、調査研究や地域保健に関する情報の収集・整理は一定の人口規模を対象にすることが、研修指導等は複数の地方公共団体で一体的に実施することが、それぞれ効果的・効率的と考えられる場合もある。

これらを踏まえ、調査研究、地域保健に関する情報の収集・整理・活用及び関係者に対する研修指導等については、少なくとも都道府県単位で体制を整備し、都道府県内の各地方公共団体は必要に応じて連携してこれらの業務を実施することが必要である。

2 他の地方公共団体や国立試験研究機関等との連携の強化

1に基づく体制整備・連携確保が健康危機においても機能するためには、都道府県域における保健所設置自治体間の連携、地方衛生研究所等のネットワークの活用や国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等の国立試験研究機関等（以下「国立試験研究機関等」という。）との連携が必要である。

(一) 都道府県域における保健所設置自治体間の連携

都道府県は、広域の地方公共団体として都道府県内の保健所設置自治体の状況を把握し、感染症法に基づく都道府県連携協議会の仕組みを有効に活用するなどして、積極的に地方公共団体間の協議や調整を図ることが必要である。

都道府県の地方衛生研究所等は、当該都道府県内の他の地方衛生研究所等や保健所と情報の共有、共同研究、合同研修等を行うことを通じて、都道府県内の関係行政機関のネットワークを構築し都道府県内の連携強化を図ることが必要である。

(二) 地方衛生研究所等のネットワークの活用

地方衛生研究所等は、調査研究、試験検査、地域保健に関する情報の収集・整理・活用、研修指導等を行う際、地方衛生研究所等によるネットワークに主体的に参画し、当該ネットワークの構築と維持に努める。

地方衛生研究所等によるネットワークとしては、都道府県内の地方衛生研究所等とのネットワーク、地方ごとの地方衛生研究所等のネットワークや全国規模の地方衛生研究所等

のネットワークがあり、これらのネットワークを通じて、課題の共有や国立試験研究機関等との円滑な連携を進める必要がある。

(三) 国立試験研究機関等との連携

地方衛生研究所等は、国立試験研究機関等の情報収集に対して協力するとともに、国立試験研究機関等が実施する研修や技術的支援を受けるなど、国立試験研究機関等との連携を強化する必要がある。

二 地方衛生研究所等の整備・運営に係る留意事項

一の基本的な考え方を踏まえ、保健所設置自治体が地方衛生研究所等の整備・運営に当たり留意すべき事項は以下のとおりである。

1 地域保健法第26条の規定に基づき地方衛生研究所等が実施する業務

(一) 調査研究

(1) 地方衛生研究所等は、次のような調査研究を行う。

- ① 疾病予防に関する調査研究
- ② 環境保健に関する調査研究
- ③ 生活環境施設に関する調査研究
- ④ 食品及び栄養に関する調査研究
- ⑤ 医薬品等に関する調査研究
- ⑥ 家庭用品、化学物質等に関する調査研究
- ⑦ 健康事象に関する疫学的調査研究
- ⑧ 健康の保持及び増進に関する調査研究
- ⑨ 地域保健活動の評価に関する調査研究
- ⑩ 試験検査方法に関する調査研究
- ⑪ その他必要な調査研究

(2) 地方衛生研究所等は、(1)に掲げる調査研究のうち、広域的に実施する必要があるものについては、地方衛生研究所等相互間又は国や大学の研究機関等の関連する他の試験研究機関との協力を強化し、プロジェクト研究、学際的総合研究等の共同研究を積極的に推進する。

(3) 調査研究の効果的な実施を図るため、必要に応じ、基本指針において都道府県及び政令指定都市に設置が求められている検討協議会等の場を活用して調査研究課題の調整等を行う。

(二) 試験検査

(1) 地方衛生研究所等は、次のような試験検査を行う。

- ① 衛生微生物等に関する試験検査（ゲノム検査を含む。）
- ② 衛生動物に関する試験検査
- ③ 水、空気等に関する試験検査
- ④ 廃棄物に関する試験検査
- ⑤ 食品、食品添加物等に関する試験検査
- ⑥ 毒物劇物に関する試験検査
- ⑦ 医薬品等に関する試験検査
- ⑧ 家庭用品等に関する試験検査

- ⑨ 温泉に関する試験検査
 - ⑩ 放射能に関する試験検査
 - ⑪ 病理学的検査
 - ⑫ 生理学的検査
 - ⑬ 生化学的検査
 - ⑭ 毒性学的検査
 - ⑮ その他必要な試験検査
- (2) 試験検査は、健康危機において、健康危機の原因を解明し、対策を講じる上で最も重要な業務であり、各地域で必要な試験検査を滞りなく実施する必要があることから、以下に留意する。
- ① 都道府県や政令指定都市の地方衛生研究所等は、健康危機に対応することを想定して試験検査の実施体制を確保すること。
具体的には、健康危機に備えるため、主要な衛生微生物等については自ら検査できる体制を整えるとともに、希少な衛生微生物等による感染症や風土病等については国立試験研究機関等や他の地方衛生研究所等と連携して対応できるよう必要な調整等を行うこと。
 - ② 都道府県や政令指定都市以外の地方衛生研究所等は、自ら試験検査の実施体制を確保するほか、必要に応じて、都道府県や政令指定都市等と協議の上、都道府県や政令指定都市等の地方衛生研究所等との連携体制を確保することにより、その所在する地域の試験検査体制を確保すること。
- (3) 国立試験研究機関等及び他の地方衛生研究所等と連携して、試験検査に不可欠な標準品及び標準株を確保し、自ら実施する検査で活用するのみならず地域で検査を行う他の機関に対してそれらを提供するなど地域のレファレンスセンターとしての役割を担うとともに、自ら実施する検査も含めた地域の行政検査等の精度管理を定期的に行う。

(三) 地域保健に関する情報の収集・整理・活用

- (1) 地方衛生研究所等は、次のような地域保健に関する情報の収集・整理・活用を行う。
 - ① 試験検査の方法等に関する情報の収集・解析
 - ② 地域保健に関する情報の収集・解析
 - ③ 関係行政機関、市町村及び地域住民等への①及び②の情報の提供
- (2) 地方衛生研究所等は、(1)の①及び②に掲げる業務を実施するとともに、これらの業務を通じて得られた情報から地域保健に関する新たな課題を明確化し、その課題解決のための研究を企画・実施し、その研究から得られた情報を(1)の③に掲げる業務として関係行政機関、市町村及び地域住民等に提供する。
- (3) 地方衛生研究所等は、健康危機の発生時に地方衛生研究所等が分析した結果は、住民が適切に情報を受け取ることができる方法により公表するとともに、地域住民が状況を的確に認識した上で行動ができるよう、適切に情報を提供し、地域住民や関係者との相互の情報及び意見の交換（以下「リスクコミュニケーション」という。）に留意する。

(四) 研修指導等

- (1) 地方衛生研究所等は、次のような研修指導及び支援を行う。
 - ① 保健所の職員、市町村の地域保健関係の職員その他地域保健に関する関係者の人材の養成及び資質の向上を目的とした研修指導

- ② 衛生に関する試験検査機関に対する技術的支援
- ③ その他必要と認められる研修指導及び技術的支援
- (2) (1)に掲げる業務を効果的に実施するために、必要に応じ、検討協議会等で研修指導課題の調整等を行う。
- (3) 地方衛生研究所等は、感染症のまん延の際に当該病原体等の検査を行っている機関における検査体制が迅速に立ち上がるよう、当該病原体等の検査を行っている機関に対して必要な技術支援等を行う。

2 業務の実施体制

地方衛生研究所等は、健康危機管理において、科学的かつ技術的に中核となる機関として、調査研究、試験検査、地域保健に関する情報の収集・整理・活用及び関係者に対する研修指導等を行うとともに、これらの業務を通じて、保健所設置自治体の本庁や保健所等に対し必要な情報提供を行うとともに、本庁や保健所等と協働してリスクコミュニケーションを行うことが必要である。このため、地方衛生研究所等を有する保健所設置自治体及び地方衛生研究所等は以下に留意して地方衛生研究所等について計画的な体制整備を行う。

(一) 人員確保・人材育成

(1) 地方衛生研究所等を有する保健所設置自治体の取組

- ① 地方衛生研究所等における円滑な業務の実施のため、平時から地方衛生研究所等の必要な人員の確保を図ること。
- ② 健康危機発生時においては、地方衛生研究所等が健康危機に対応できるよう、臨時的な増員を行うなど適切な人員の配置を図ること。

(2) 地方衛生研究所等の取組

- ① 平時から、職員の人材育成を行い、その資質の向上に努めること。
具体的には、地方衛生研究所等における研修、複数の地方衛生研究所等で実施する合同研修、国立試験研究機関等で行われる研修の受講の機会を設けるなどの取組を通じて人材育成を行うこと。
また、健康危機発生時に迅速に対応出来るよう、定期的に、健康危機を想定した実践型訓練を実施すること。
- ② 特に、都道府県の地方衛生研究所等においては、都道府県内の体制を強化する観点から都道府県内の地方衛生研究所等による合同研修を積極的に開催するなど、自組織のみならず、都道府県内の他の地方衛生研究所等における人材育成の機会の確保に努めること。

(二) 施設・設備の整備及び物品の確保

(1) 地方衛生研究所等を有する保健所設置自治体の取組

地方衛生研究所等が1に掲げる業務を十分に実施できるよう、施設及び検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保の支援を行うこと。

(2) 地方衛生研究所等における取組

- ① 科学技術の進歩に対応した施設及び設備を整備すること。また、施設及び設備について定期的なメンテナンスを実施すること。
- ② 衛生微生物等、化学物質、その他様々な原因の健康危機において検査を担うことを想定し、平時から、検査試薬等の物品などを確保すること。
具体的には、健康危機発生時における必要な物品の数をあらかじめ計算し、備蓄場

所を確保した上で、備蓄すること。また、定期的に備蓄を管理すること。

(三) 保健所設置自治体内部、他の地方公共団体や国立試験研究機関等との連携

(1) 保健所設置自治体内部の連携

地方衛生研究所を有する保健所設置自治体は、地方衛生研究所等と当該保健所設置自治体内の関係部局において緊密な連携を図ること。

地方衛生研究所等は、感染症法に基づく都道府県連携協議会の議論に参加すること等を通じて、保健所設置自治体の本庁や保健所等との連携を図ること。

(2) 地方衛生研究所等同士の間での連携やネットワークの活用

① 地方衛生研究所等は、その業務を十分に実施できるよう、他の地方衛生研究所等との連携や必要な地方衛生研究所等のネットワークに主体的に参画し、当該ネットワークの構築と維持に努めること。

② 都道府県の地方衛生研究所等は、都道府県内の地方衛生研究所等を取りまとめ、地方衛生研究所等同士の情報共有、共同研究、合同研修の実施などを通じて必要な連携を行い、都道府県内の検査体制やサーベイランス機能を強化すること。

③ 地方衛生研究所等は、都道府県域を越えた地方ごとの地方衛生研究所等のネットワークを活用し、各地の地方衛生研究所等と連携してレファレンス活動や検査の精度管理等を行うこと。

④ 地方衛生研究所等は、全国規模の地方衛生研究所等のネットワークを活用し、地方衛生研究所等と国立試験研究機関等とが健康危機発生時に速やかに連携できるよう、健康危機発生時の対応方針について国立試験研究機関等と定期的に協議を行い、認識を一致させておくこと。

(3) 国立試験研究機関等との連携

地方衛生研究所等は、国立試験研究機関等による科学的知見の収集、整理、分析や病原体の収集、検査方法や試薬の開発の業務について自らが有する情報を積極的に提供するなどして協力するとともに、国立試験研究機関等が実施する検査担当者向けの研修を活用した人材育成の実施や外部精度管理を活用して自らの業務の質の向上に努めるなど、国立試験研究機関等との連携を強化し、全国的な検査体制やサーベイランス機能の強化に寄与するとともに、地方衛生研究所等の業務の質の向上に努めること。

(四) 健康危機対処計画に基づく健康危機対応

地方衛生研究所等は、健康危機の対応に欠かせない試験検査等の業務を担う重要な機関であり、健康危機に迅速に対応できるよう平時からの計画的な準備が必要であることから、基本指針第三の三に規定する健康危機対処計画を策定し、当該計画に沿って以下の対応を行うこと。

① 平時から、健康危機発生時の指揮命令系統を設定し、責任者は健康危機発生時の業務や体制の切替えを適切に判断し、所内に周知すること。

② 健康危機発生時には、地方衛生研究所等で勤務している職員以外の者が試験検査等の業務を行う可能性があることから、平時から、標準的な検査方法を記載したマニュアルを作成しておくこと。

③ 健康危機発生時には、必要な調査研究や試験検査を行うとともに、これらの業務を通じて得られた情報について、保健所設置自治体の本庁や保健所等に対し情報提供を行うとともに、本庁や保健所等と協働してリスクコミュニケーションを行うこと。

- ④ 健康危機の対応が終了した後には、所内の健康危機対応を検証し、次の健康危機に備えること。

福島県衛生研究所における研修に関する要綱

(趣 旨)

第1 この要綱は、地方衛生研究所等の整備における留意事項(令和5年3月29日付健発0329第10号、厚生労働省健康局長通知)に基づき、福島県衛生研究所(以下「所」という。)が行う研修に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第2 所が行う研修は、保健所、市町村及びその他の公的機関、並びに公衆衛生に関する試験検査機関に従事する職員の試験検査技術及び資質の向上を図ることを目的とする。

(研修生の資格)

第3 研修を受ける者(以下「研修生」という。)の資格は次のとおりとする。

- (1) 第2に定める機関の職員であって、当該機関の長の推薦又は依頼(以下「派遣者」という。)に基づき、衛生研究所長(以下「所長」という。)が適当と認める者
- (2) 外国人にあつては、当該国の公的機関に勤務する試験検査に関する知識及び技術を有する者であつて、国際協力事業団等公的機関の長の推薦又は依頼に基づき、知事が適当と認める者

(研修計画)

第4 所長は、当該年度に係る研修の基本方針と研修計画を年度初めに主務課と協議のうえ第2に定める機関に通知する。

(研修生の身分等)

第5 研修生の研修中の身分は、派遣者に属する。

(研修の期間)

第6 研修の期間は、所長と主務課及び派遣者が協議して定める。

(研修の区分等)

第7 研修は、衛生検査技術初任者研修、衛生検査技術専任者研修、衛生検査技術特別研修とする。

- (1) 衛生検査技術初任者研修とは、保健所、市町村及びその他公的機関、並びに公衆衛生に関する試験検査機関に従事する職員の初任者に対する研修とする。
- (2) 衛生検査技術専任者研修とは、基礎的技術を有し、専門的技術研修を必要とする者に対する研修とする。
- (3) 衛生検査技術特別研修とは、行政執行上必要と認めた場合及び法令、省令等の改正により、技術研修を必要とする者に対する研修とする。

(研修の講師)

第8 研修の講師には、原則として所長が指名する所内職員が当たるものとし、必要に応じて外部講師に依頼することができる。

(施設及び設備の利用)

第9 研修生は、所長の認める範囲において、所内の施設及び設備を利用することができる。

(研修生の責務)

第10 研修生は、研修を受講するに当たっては、所長及び講師の指示に従い、常に研修の効果が期待できるよう努めるものとする。

(研修の中止)

第11 所長は、研修生が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、主務課及び派遣者と協議しその者の研修を中止するものとする。

- (1) 研修態度が悪く、他の研修生に悪影響を及ぼすおそれがあるとき
- (2) 心身の故障により、研修に堪えられないとき
- (3) その他特別の事情があるとき

所長は、この規定により、研修を中止した場合は、その旨を主務課、派遣者及び当該研修生に通知しなければならない。

(経費の負担)

第12 研修期間中における研修生の旅費、滞在費及び交通費等については、派遣者が負担するものとし、研修に要する消耗器材費等については、原則として所が負担するものとするが、必要に応じて研修生又は派遣者に、その一部又は全部について負担させることができる。

(研修生の災害補償)

第13 研修生の研修中における災害の補償については、知事と派遣者が協議して定める。

(報 告)

第14 所長は、研修終了後の研修結果について、主務課及び派遣者へ報告するものとする。

(事務取扱い)

第15 所外から研修を依頼する場合は、当所主務課を経由して行うものとする。

(そ の 他)

第16 この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関して必要に応じて所長が定める。

(附 則)

- この要綱は、昭和59年1月 1日から施行する。
- この要綱は、平成 4年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成 9年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成10年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成13年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成16年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月 1日から施行する。
- この要綱は、令和 7年2月28日から施行する。

保健福祉部試験研究技術会議要綱

(趣 旨)

第1条 保健福祉部における試験検査・調査研究（以下「試験研究」という。）等の効率的な運営を図るため、保健福祉部試験研究技術会議（以下「技術会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 技術会議は、次の事項について審議する。

- (1) 試験研究にかかる計画の企画及び立案に関すること。
- (2) 試験研究の総合調整に関すること。
- (3) 試験研究成果の評価及びその応用、活用に関すること。
- (4) 試験研究に従事する職員の資質向上に関すること。
- (5) その他試験研究機関の体制整備等に関すること。

(組 織)

第3条 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 保健福祉部次長（健康衛生担当）
- (2) 保健福祉総室保健福祉総務課、健康衛生総室地域医療課、食品生活衛生課及び薬務課の課長
- (3) 県北保健福祉事務所長
- (4) 衛生研究所長

(議 長)

第4条 技術会議に議長を置く。

- 2 議長は保健福祉部次長（健康衛生担当）をもって充てる。
- 3 議長は会議を招集し、技術会議に関する事務を総理する。
- 4 議長に事故があるとき、または議長が不在のときは、あらかじめ議長の指名する者がその職務を代理する。

(幹 事 会)

第5条 技術会議に事前調整のため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は健康衛生総室薬務課の幹事の職にある者を充てる。
- 4 幹事長は幹事会を招集し、その座長となり、幹事会に関する事務を処理する。
- 5 幹事長は、幹事会の審議事項について、特に必要と認めるときは、幹事長が指名した者で構成するワーキンググループを招集することができる。
- 6 幹事長に事故があるときは、幹事長が指名した者がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第6条 議長及び幹事長は、協議上必要があると認めるときは、技術会議及び幹事会に学識経験者、関係職員等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 技術会議の庶務は、健康衛生総室薬務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、技術会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月9日から施行する。

この要綱は、平成12年4月19日から施行する。

この要綱は、平成12年8月8日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月16日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 紙

保健福祉部試験研究技術会議幹事名簿

	所属機関名	充てる職
幹事長	健康衛生総室 薬務課	主幹、副課長又は主任主査
幹事	保健福祉部	部主幹
幹事	保健福祉部	企画主幹
幹事	健康衛生総室 感染症対策課	主幹、副課長又は主任主査
幹事	健康衛生総室 食品生活衛生課	主幹、副課長又は主任主査
幹事	県北保健福祉事務所	生活衛生部長
幹事	衛生研究所	副所長

令和7年度 事業実施計画書

令和7年4月発行

発行所 福島県衛生研究所
〒960-8560
福島県福島市方木田字水戸内16番6号
TEL 024-546-7104（代表）
FAX 024-546-8364
E-mail eiseikenkyuu@pref.fukushima.lg.jp
ホームページ URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21910a/>
発行者 所長 伊藤 理
